

分野	5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	乗合タクシーの許可基準の緩和		
意見・要望等の内容	【要望内容】乗合タクシーの許可基準を緩和すべきである。 【理由】 地方における多くのバス会社は経営困難となっており、赤字のバス路線の廃止が進んでいる。こうした公共交通機関不在の地域が増加する中、地域住民にとって利便性の高い代替手段が求められている。乗客にとっては、自由な時間帯に既存の貸切タクシーよりも安価に利用可能な交通手段となるという便益が生じる。 一方、需要の多い地域や時間帯については、乗客は相対的に安価なバスを選ぶ市場原理が働くことから、バスと乗合タクシーの共存は可能と考えられる。 公共交通の選択肢が増えることによって、公共交通全体の需要を増加させ、既存事業の活発化を促すことが期待できる。		
関係法令	道路運送法第42条の2第11項	共管	なし
制度の概要	乗合タクシーは、深夜の輸送力を担う輸送サービスや乗合バス事業による運行が困難な路線を維持することを目的に、一定の路線を定めて多数の旅客を運ぶ、乗合バスとタクシーの中間的な役割を果たすものである。 タクシー事業者が乗合旅客の運送をするためには、乗合バス事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けることが必要になる。		
計画等における記載	該当なし		
状況	☐ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☒ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期:)		
(説明) 道路運送法では、提供するサービスの内容により事業を区分し、それぞれの事業特性に即した規制を行うことにより、公正な競争及び公衆の利便を確保することとしており、路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する事業を經營しようとする場合は、一般乗合旅客自動車運送事業の免許が必要となる。 事業区分の例外である乗合タクシーは、乗合バスによる乗合旅客の運送が困難な場合における補足的な交通機関として位置付けられるものであるが、国土交通省としては、これまでも個別事案に即して弾力的に処理を行うよう通達し、乗合タクシーの積極的推進を図っているところであり、事業者の創意工夫によるサービスの多様化が進んでいるものと認識しており、これ以上の措置は困難である。			
担当局課室名	自動車交通局旅客課 (連絡先) 03-5253-8569		

分 野	5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	規制改革委員会
項 目	タクシー事業の緊急調整措置の在り方		
意見・要望 等の内容	緊急調整措置について、発動の検討に使用する指標や手続上の考え方を事前に公表すること、運輸審議会への諮問等を通じ行政の恣意的な裁量を排すること、発動した場合、その理由や根拠データについて説明責任を果たすこと等により、判断の透明性を確保し、需給調整規制の廃止が形骸化しないようにすべきである。		
関係法令	改正道路運送法第8条	共管	なし
制度の概要	平成14年2月1日に施行される改正道路運送法において、国土交通大臣は、特定の地域において一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、一定の要件に該当すると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができることとし、緊急調整地域の指定をした場合には、当該地域において一般乗用旅客自動車運送事業の許可をしないこと等としている。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(2) タクシー事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、安全の確保、消費者保護等の措置を確立した上で、遅くとも平成13年度までに需給調整規制を廃止することとし、可能な限りその前倒しを図る。		
状 況	☒ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 （実施（予定）時期：平成14年2月1日まで）		
（説明） 規制改革委員会の見解を踏まえ、改正道路運送法の施行（平成14年2月1日）までに、発動に当たって考慮すべき指標、発動に至る手続についての考え方等を公表することとしている。			
担当局課室名	自動車交通局旅客課（連絡先）03-5253-8569		

分 野	5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	タクシー事業者
項 目	タクシー事業の緊急調整措置の導入について		
意見・要望 等の内容	道路運送法等改正法関係政省令改正案に示された「緊急調整措置」には全面的に反対する。		
関係法令	改正道路運送法第8条	共管	なし
制度の概要	平成14年2月1日に施行される改正道路運送法において、国土交通大臣は、特定の地域において一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となっている場合であって、一定の要件に該当すると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて緊急調整地域として指定することができることとし、緊急調整地域の指定をした場合には、当該地域において一般乗用旅客自動車運送事業の許可をしないこと等としている。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(2) タクシー事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、安全の確保、消費者保護等の措置を確立した上で、遅くとも平成13年度までに需給調整規制を廃止することとし、可能な限りその前倒しを図る。		
状 況	☐ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ■ その他 （実施（予定）時期： ）		
（説明） 緊急調整措置については、規制緩和推進3か年計画（再改定）に基づき、運輸政策審議会の答申を踏まえ、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号、平成14年2月1日施行）において既に導入することとしたものであり、関係政省令改正案に対する当該要望は事実誤認である。			
担当局課室名	自動車交通局旅客課（連絡先）03-5253-8569		

分 野	5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	規制改革委員会
項 目	タクシー事業の運賃・料金規制の在り方		
意見・要望 等の内容	運賃・料金規制について、認可制度の運用に当たっては、いやすくも上限価格制の意義を失わせるような基準を設定することがあってはならない。		
関係法令	改正道路運送法第9条の3	共管	なし
制度の概要	平成14年2月1日に施行される改正道路運送法において、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃又は料金の設定又は変更についての認可の基準は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないもの等であることとしている。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(2) 需給調整規制の廃止の検討と並行して、速やかに上限価格制を検討の上、運輸政策審議会の答申に基づき遅くとも平成13年度までに措置することとし、可能な限りその前倒しを図る。		
状 況	☒ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 （実施（予定）時期：平成14年2月1日まで）		
（説明） 規制改革委員会の見解を踏まえ、改正道路運送法の施行（平成14年2月1日）までに、認可基準を公表することとしている。			
担当局課室名	自動車交通局旅客課（連絡先）03-5253-8569		

分 野	5 運輸関係 (2)バス事業・タクシー事業等	意見・要望提出者	個人
項 目	乗合バス事業の早期自由化		
意見・要望 等の内容	バス事業の早期自由化を切に希望する。		
関係法令	改正道路運送法第4条及び第6条	共管	なし
制度の概要	平成14年2月1日に施行される改正道路運送法において、一般乗合旅客自動車運送事業に係る参入規制を免許制から許可制に改め、許可の申請が輸送の安全上及び事業遂行上適切な事業の計画を有するものであること等の一定の基準に適合していれば事業の許可をすることとし、当該事業の開始によって供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであるか否か等についての審査を廃止することとしている。		
計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(2) 乗合バス事業に係る需給調整規制の廃止について、運輸政策審議会の答申を平成11年4月上旬に得る。これに基づき、生活路線の維持方策の確立を前提に、遅くとも13年度までに需給調整規制を廃止する。		
状 況	☒ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 （実施（予定）時期：平成14年2月1日）		
（説明） 乗合バス事業の需給調整規制の廃止については、規制緩和推進3か年計画（再改定）に基づき、平成14年2月1日に改正道路運送法を施行することとしている。			
担当局課室名	自動車交通局旅客課（連絡先）03-5253-8569		